

# 尼崎あきんど倶楽部会則

## 第1条 (目的)

たゆまぬ自己啓発を通じ、新しい時代の経営者として、企業の発展と地域の活性化に貢献することを目的とする。

## 第2条 (名称)

本会の名称を「尼崎あきんど倶楽部」とする。

## 第3条 (運営主体)

本会の運営はメンバーの自主運営によるもので、尼崎商工会議所の支援を受けるものとする。

## 第4条 (事務局)

本会の事務局は尼崎商工会議所産業部経営支援グループに置く。

## 第5条 (事業)

1. 本会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 経営全般に関する研修事業
- ② 他の各種団体・グループとの交流・提携・情報交換
- ③ 地域振興のための調査研究
- ④ 会員相互の親睦を図るための事業
- ⑤ その他目的達成に必要な事業

2. 活動の制限

本会は政党その他政治団体等の政治活動、並びにこれらの団体等及び特定人物の選挙等に関する政治的な活動については、関与しないものとする。

## 第6条 (例会)

原則として毎月1回、第2月曜日を例会日とする。

## 第7条 (入退会)

1. 本会の加入資格は、尼崎商工会議所の「会員事業所」で、熱意ある経営者及びその従業員とする。
2. 新入会員の入会は、会員1名の推薦を必要とする。入会希望者は事前に入会申込書を提出し、提出した翌月の定例会にオブザーバーとして参加した際、執行部会及び担当委員会の面談を受けたのちに入会の意思表示をする。
3. 入会の諾否は執行部会の決議により決定し、入会希望者に対し通知した後、次月

定例会までに会費を納めることとする。

4. 会員は、下記事由により退会する。
  - ① 会員自ら退会の申し出をしたとき。
  - ② 会費を1年以上にわたり滞納したとき。
  - ③ 商工会議所会員でなくなったとき。
5. 本会は、対象会員に対し、次に該当する事由により「執行部会」の決議を経て、退会を勧奨する。
  - ① 本会の目的にはずれた行為をしたとき。
  - ② 本会及び会員の名誉・品位を著しく損なう行為をしたとき。
  - ③ 本会及び会員をみだりに誹謗中傷したとき。
  - ④ 本会及び会員間の秩序をみだし、会運営に支障をきたしたとき。
  - ⑤ 公序良俗に反した行為をしたとき。
6. 退会しようとする会員は、退会届を提出する。
7. 本会は、暴力団排除条例の趣旨を尊重し、暴力団、暴力団員、暴力団関係者企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力等の本会への入会及びオブザーバーでの参加を認めないものとする。
8. 会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

#### 第8条 (会費)

1. 年会費36,000円とする。(半期18,000円)
2. 新入会員の入会金は10,000円とする。
3. 退会した場合は、すでに納めた入会金及び会費の返還はしない。

#### 第9条 (組織)

1. 本会は次の役員を置く。
  - ① 会長
  - ② 運営専務
  - ③ 会計監事
  - ④ 副会長
  - ⑤ 常任役員
  - ⑥ 各正委員長
2. 会長及び副会長経験者の中から役員会の推薦により、顧問及び相談役を置くことができる。

ただし、顧問及び相談役は上記役員員の諮問機関であり、役員ではない。

3. 役員は総会において選任する。但し、運営専務・副会長・会計監事・常任役員・各委員会委員長は会長が選任し、副委員長・副委員長補佐は委員長が選任する。

#### 第10条（役員の職務）

1. 会長は本会を代表し、会を統括する。
2. 運営専務・副会長・常任役員は会長を補佐し、会務を統括し、各委員会の運営を統括する。
3. 正副委員長は、各委員会の企画・立案を統括する。
4. 会計監事は業務及び経理を監査し、その結果を本会の総会で報告する。

#### 第11条（役員及び顧問・相談役の任期）

役員及び顧問・相談役の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

#### 第12条（総会）

1. 本会の総会は通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。
2. 通常総会は毎年事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は会長が必要と認め、役員会の同意を得て開催する。

#### 第13条（総会の決議事項）

次に掲げる事項は総会の議決を得なければならない。

- ① 会則の制定、変更
- ② 役員の選任及び解任
- ③ 事業計画・収支予算の承認
- ④ 事業報告・収支決算の承認
- ⑤ その他重要事項

#### 第14条（総会の議事）

1. 総会は会員数の3分の1以上の出席（委任状含む）により成立し、その議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2. 総会の議長は総会にて選出する。

#### 第15条（役員会）

1. 役員会は会長・運営専務・副会長・会計監事・顧問・相談役・常任役員・各正委員長をもって構成する。
2. 役員会は会長が必要であると認めるとき召集し、役員会の議長は会長がこれにあたる。
3. 役員会の議決権のある者は、会長・運営専務・副会長・会計監事・常任役員・各

委員長とする。ただし、委員長が副委員長に出席を署名押印のある委任状により委任した場合は、当該副委員長が行使した議決権は委員長に委任されたものと認める。

4. 役員会は、役員のお二分の 1 以上の出席をもって成立し、その議事は、議決に加わることのできる出席役員のお過半数をもって行う。可否同数のときは議長のお決するところによる。
5. 顧問・相談役は、役員会に対しアドバイスすることできる。

#### 第 16 条（役員会のお決議事項）

次に掲げる事項は役員会のお決議を得なければならない。

- ① 総会に提案する事項
- ② 総会から委任された事項
- ③ 委員会のお設置、運営に関する事項
- ④ その他目的達成上必要とする事項

#### 第 17 条（執行部会）

1. 執行部会は会長・運営専務・副会長・会計監事・常任役員をもって構成する。
2. 執行部会は会長が必要であると認めるとき召集し、議長は会長がこれにあたる。
3. 第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定は、執行部会において準用する。

#### 第 18 条（執行部会のお決議事項）

次に掲げる事項は執行部会のお決議を得なければならない。

- ① 総会に提案する事項
- ② 総会から委任された事項
- ③ 役員会のお協議された事項
- ④ その他目的達成上必要とする事項

#### 第 19 条（委員会）

1. 本会のお事業活動を円滑な運営をはかるために、委員会組織を設ける。
2. 委員会は正副委員長、副委員長補佐及び委員をもって構成し、会員は原則としていずれかの委員会に所属しなければならない。
3. 執行部会は、会員のお所属委員会を決定の上、各会員に対し通知する。

#### 第 20 条（事業年度）

本会のお事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第21条（OB参加資格）

1. 本会を退会又は加入資格を失った会員及び元事務局員（OBと称する）の中で、本会の目的に賛同する者は、希望することにより、本会の事業活動にオブザーバーとして参加することができる。但し、執行部会の承認を必要とする。
2. 本条に定めるもののほか必要事項は、その都度、執行部会が決定する。

## 第22条（慶弔規程）

本会は、会員に慶弔時が生じたとき以下のとおり慶弔金の支給を行う。

- ① 会員が結婚したとき 10,000円
- ② 会員が死亡したとき 10,000円及び供花・弔電
- ③ 会員が負傷又は疾病にかかり、7日以上入院したとき 5,000円
- ④ 会員の一親等内に慶弔事が生じたとき 10,000円
- ⑤ 正副会長が認めた慶弔事については、正副会長が協議した10,000円以内の金額

## 第23条（付則）

1. 削除
2. 削除
3. 本会則にない事項については役員会において決定する。
4. 本会則は平成8年9月27日から施行する。
5. 本会則は平成9年4月1日から一部改訂施行する。
6. 本会則は平成10年4月1日から一部改訂施行する。
7. 本会則は平成11年4月1日から一部改訂施行する。
8. 本会則は平成11年5月1日から一部改訂施行する。
9. 本会則は平成14年4月1日から一部改訂施行する。
10. 本会則は平成15年5月14日から一部改訂施行する。
11. 本会則は平成17年4月1日から一部改訂施行する。
12. 本会則は平成17年6月20日から一部改訂施行する。
13. 本会則は平成19年4月1日から一部改訂施行する。
14. 本会則は平成21年4月1日から一部改訂施行する。
15. 本会則は平成22年4月1日から一部改訂施行する。
16. 本会則は平成23年4月1日から一部改訂施行する。
17. 本会則は平成27年4月1日から一部改訂施行する。
18. 本会則は平成28年4月1日から一部改訂施行する。
19. 本会則は平成29年4月1日から一部改訂施行する。

## 委員会運営規定

### 第1条（委員会・特別委員会）

1. 本会の会則第19条に基づき、必要に応じて委員会を設ける。
2. 役員会の決定により、会長の諮問委員会としての特別委員会を必要に応じて設けることができる。

### 第2条（役割）

各委員会は事業年度はじめまでに役員会にて決定された役割を担当する。

### 第3条（委員長・副委員長・副委員長補佐の選任）

委員長は会長が、副委員長・副委員長補佐は委員長が選任する。但し、会計監事は正副委員長を兼務できない。

### 第4条（委員会の決議）

各委員会の協議事項は、出席委員の過半数の同意により決定する。

### 第5条（委員会決議事項の執行）

各委員会で決議した事項は、役員会の承認を得て執行する。

## （委員会内規）

1. 委員会は委員長が必要であると認めるとき召集し、委員会の議長は委員長がこれにあたる。
2. 委員会開催にあたり、執行部会・各正副委員長に参加を求める。
3. 委員会開催にあたり、議事録・参加者名簿の提出を必要とする。